



十一  
十二

利率  
経過  
の払  
込み

年〇・一パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額に  
加え、次の算式により算出した  
金額を第十八号に規定する期日  
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{79}{365}$$

十三

初期  
利率

平成二十九年六月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times 1.01 \times 1.2$$

十四

第二期  
以後の  
利率

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利率を支払う。

十五

償還  
償還  
金額

平成三十八年十二月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支払  
場所

日本銀行

十七

払込  
期日

平成二十九年三月九日

十八